

令和6年第4回久万高原町議会定例会

令和6年12月11日

○議事日程

令和6年12月11日 午前9時31分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 88号 | 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）
の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第 89号 | 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（専決第4号）
の専決処分について |
| 日程第3 | 議案第 90号 | 既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について |
| 日程第4 | 議案第 91号 | 令和6年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について |
| 日程第5 | 議案第 92号 | 久万高原町久万農業公園条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第6 | 議案第 93号 | 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第 94号 | 令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第 95号 | 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第 96号 | 令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計
補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第 97号 | 令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第11 | 議案第 98号 | 令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 99号 | 令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第13 | 議案第100号 | 令和6年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第101号 | 令和6年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算
（第2号） |

- 日程第15 議案第102号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第16 議案第103号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 日程第17 報告第17号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第18 報告第18号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第19 報告第19号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第20 報告第20号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第21 報告第21号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	住野秀志	総務課長	西村哲也
住民課長	菅和幸	保健福祉課長	中川茂俊
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也

まちづくり戦略課長	高 木 勉	農 業 戦 略 課 長	西 森 建 次
会 計 管 理 者	藤 岡 和 雄	病院事業等統括事務長	沖 中 敬 史
教育委員会事務局長	大 西 洋 三	消 防 本 部 消 防 長	大 野 秋 義
代 表 監 査 委 員	菅 洋 志		

○議会事務局

事 務 局 長 渡 部 定 明

事 務 局	(朝 礼)
議 長	本日の出席議員は 13 名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前 9 時 31 分)
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1、議案第 88 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分について」を議題とします。 提出者の報告を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき報告
議 長	報告が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論を終わります。 これより採決します。

お諮りします。

議案第 88 号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 日程第 2、議案第 89 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 89 号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 8 9 号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 3、議案第 9 0 号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （西村総務課長を指名）
西村課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （瀧野 志議員を指名）
瀧野議員	条例については、以前から何回か質疑をさせていただきましたが、今回も結構古い案件の条例変更だというふうに思います。 まだ多くの条例が改正をされてなかったり、検討がされてないというふうに思います。その他の条例について、早急に私は検討して改正していくべきだというふうに思いますが、その辺についてはどのような状態でしょうか。
議 長	（西村総務課長を指名）
西村課長	瀧野議員の質疑にお答えします。 総務課の方におきまして、各関係課に現在の条例について、見直し等の依頼をかけて、今現在、作業を行っておる状況でございます。

今回、この関係条例について、改正の方向性が見えたので、議案を上程させていただきました。

今現在、作業を進行中ですので、順次、3月議会等において、また改正条例を提案させていただいたらというふうに考えております。

以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第90号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第4、議案第91号「令和6年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

		これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 9 1 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 1 号「令和 6 年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
議	長	日程第 5、議案第 9 2 号「久万高原町久万農業公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西森農業戦略課長を指名)
西森課長		議案に基づき説明

議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (瀧野 志議員を指名)
瀧野議員	時代に合った価格に増額していますが、例えば５年間でプールして、収入と支出のバランスについてお聞きをします。 十分、これで今後５年間の収支が計算できるような値上げになっているのでしょうか。
議 長	理事者の答弁をお願いします。 暫時休憩します。(午前 ９時５３分) (休 憩)
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前１０時００分) (西森農業戦略課長を指名)
西森課長	瀧野議員の質疑にお答えします。 イチゴ園につきましては、年間約５００万円ほど係る事業でございます、それに伴うイチゴ園の利用料につきましては、３０万円程度となっております。 また、この改正に伴いまして、金額につきましても、若干上がる状況ではありますが、依然として、イチゴ園につきましては、経営は厳しい状況となっておりますが、農業都市交流を基に、町の活性化を目的とする事業でもありますので、今後、経費削減にも努めながら対応していきたいと考えております。 以上でございます。
議 長	質疑される方はございませんか。

	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 9 2 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 2 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 6、議案第 9 3 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	(西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき歳入・全般説明 議案に基づき歳出説明 (1 款 1 項 目) (2 款 1 項 目) (2 款 2 項 目) (2 款 3 項 目) (3 款 1 項 目) (3 款 2 項 目) (4 款 1 項 目) (4 款 2 項 目)

(6 款 1 項 目)

(6 款 2 項 目)

(7 款 1 項 目)

(8 款 1 項 目)

(8 款 2 項 目)

(8 款 5 項 目)

(9 款 1 項 目)

(1 0 款 1 項 目)

(1 0 款 2 項 目)

(1 0 款 3 項 目)

(1 0 款 4 項 目)

(1 0 款 5 項 目)

(1 0 款 6 項 目)

(1 1 款 1 項 目)

(1 1 款 2 項 目)

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 7 ページになりますけれども、2 款 1 項 6 目ローカル 1 0 , 0 0 0 プロジェクトというのがございます。

これは、国、総務省が推進する事業で、地域資源を活用した、持続可能な事業への取組を支援するということである事業だと思うんですけれども、この事業、非常にいい事業だと思うんですけれども、1 2 月補正のこの時期に出てきたというのは、どういった理由によるものかを教えていただけたらと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長	森議員の質疑にお答えします。 今回、事業実施事業者のほうから、補正予算前に事業の相談がございまして、今回、この時期に予算を提出したという形になっております。 以上です。
議 長	（森 博議員を指名）
森 議員	この事業を知って、要望したい事業者から要望があったための計上ということとございますが、今回、４００万の計上ということで、上限額が４００万と２００万の二つパターンがあったと思うんですけれども、その上限額４００万を補助してきた場合は、もうそれで、今回の申請のみで終わり、予算はもうなくなるということだと思うんですけれども。 こういった事業を知って、うちもやりたいとかいった、ほかからの要望があった場合、１２月ではあるんですが、補正なりの対応ができるんでしょうか。
議 長	（西村総務課長を指名）
西村課長	森議員の質疑にお答えします。 事業要望がございましたら、事業内容等、適切な状況であるかどうか判断しながら、予算計上をしていきたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	（森 博議員を指名）
森 議員	国の推進する事業ではあるんですけれども、今年度はそういった形で進めていただくということで、来年度以降、非常にいい事業なんですけれども、継続される見通しというのは、聞いておいでるんでしょうか。
議 長	（西村総務課長を指名）

西村課長

森議員の質疑にお答えします。

今回のローカル１０，０００プロジェクトの関係でございますが、今回、この１２月補正予算に上げたのは、町単独の事業でございます。国のほうにおいて、大きな予算を持ったローカル１０，０００プロジェクト事業というのもございます。

この事業につきましては、国のほうでは９月に予算が枯渇したため、事業が行えないというところの話もあって、今回、町単独事業を行うというところになります。

今後、事業要望がありましたら、来年度以降、国の予算、もしくは町の予算、どちらが適切かという対応を図りながら実施をしていきたいというふうに考えております。

議 長

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員

歳入のところでお聞きしたいんですが、地方交付税が１億７，６９０万３，０００円増額といったところで、人口減少の中での交付税の減額というのは、非常にうちの町としても心配をしているところでございますけれども、この１億７，６００万余りの交付税の増額、これが例年よりも多いのか、あるいは例年どおりなのかをお聞きするとともに、この１億７，６９０万余りの交付税が増えた主な理由をお聞きしたいと思います。

議 長

（西村総務課長を指名）

西村課長

岡部議員の質疑にお答えします。

今回、１億７，６９３万３，０００円の増額を普通交付税しておりますが、これにつきましては、財源として町のほうで確保していた部分になります。

全体で申し上げますと、累計で４７億５，９７０万ほどの普通交付税という形に、特別交付税も入ったの金額になりますが、普通交付税で申しますと、約４４億から４５億というところですので、例年並みかというふうに考えており

ます。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 分かりにくい答弁ですけれども。交付税そのものは国から来てたと。来ていたけれども、当初予算以外で、その余裕の部分については計上しないでストックしていたと。それを今回出してきたということだと思います。

今後、交付税がいつも減るんじゃないかという心配を、議会のたびに、議員としても心配をして、質問もしておりますけれども。

この動向については、国の総理大臣も替わった関係で、地方創生に力を入れるというようなこともあり、今のところ、姿は見えませんが、大きな変化はないということで理解してよろしいのでしょうか。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

議員言われますとおり、交付税が今後減額されるというのは非常に心配なところでございますが、地方財政計画に基づきまして、交付税が決定されるというところになりますので、今後の見通しというのは、何とも言えない部分がございますが、現状では、減額は特にないかなというふうに考えております。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 これ交付税の関係、最後にしたいと思いますけれども。

今、取り沙汰されております103万円の壁とか106万円の壁とか、こういったことで、国全体で7兆8兆と言われるような減収と。地方においても、その減収の影響があるというふうに言われておりますけれども、まだ姿が見えないわけですけれども、動向によっては、これは町に対する地方交付税も減少していくんだということなのか、いやいや足らん分は国が補填してくれるんだ

と、どちらなのでしょう。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

交付税につきましては、国のほうでの算定という形になってまいりますので、今後の動向は、十分注視しないといけないというふうに考えております。

現段階で、減額、増額というのは何とも言えない状況かというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 私がお聞きしているのは、国の制度改正が行われないと、その結果が見えな
いと、それはもう理解をしております。

ただ、やはり税収が、町税収も減ってくるよといった場合に、その交付税は
従前どおり、必要な費用に見合う部分、全部ではございませんけれども、交付
税の補填の考え方があるわけですが、そういうことが適用されるのかど
うか、そこをお聞きしているんです。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現状の制度におきましては、地方の収入が、いわゆる地方税等が減額になれ
ば補填はされます。

以上でございます。

議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	別件になります。 総務の財産管理費のことについて、お伺いをいたします。 総務財産管理費にて、修繕費が50万計上されておりますけれども、この具体的な修繕内容をお聞きしたいと思います。
議 長	(西村総務課長を指名)
西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 今回、この修繕内容につきましては、公用車の車検等により修繕が必要となっております予算に不足が生じたため、50万を増額するものでございます。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	これ500万じゃなくて50万じゃないんですかね。50万ですよ。今、500万というふうに聞こえたんですけれども。 この財産を保護するための内容であるということと理解しております。通常の財産管理の取扱いについて、お聞きをします。 財産管理規則第5条3項において、公有財産を取得したときは、その取得の理由を第7条第1項各号に掲げる事項について、会計管理者に通知しなければならないとあります。 第6条の公有財産の管理において、適正かつ効果的な維持管理に努めなければならないとありますが、当然のことながら、規則に定める内容に沿って、手続や維持管理がなされているのかをお聞きをいたします。
議 長	(西村総務課長を指名)
西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 財産管理の関係でございますが、財務規則にもそのような事務処理のことが

うたわれておりまして、それに基づきまして、事務処理は行っております。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 そこで、会計管理者は、公有財産管理者から会計年度末現在の公有財産状況報告を受けると明記をされています。

会計管理者は報告を受けた際、どのように確認をされているのでしょうか。

当然のことながら、財産台帳はチェックをされていると思いますが、これもお聞きしたいと思います。

また、財産評価に関して、第10条の財産の評価替えにおいて、公有財産管理者は、5年ごとにその年の3月31日の現況を評価しなければならないと明記されています。

評価替えを仮に行った場合は、会計管理者にも通知をされるとありますが、実施状況についてもお聞きをしたいと思います。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

事務処理上、年度末におきまして財産の増減等につきましては、決算書に記載する必要がございますので、会計管理者のほうに、増減について報告をしております。

その際に、新たな財産取得につきましても、報告を行っておる状況でございます。

なお、評価替えにつきましては、評価替えがあれば、評価替えに基づく金額で報告をしているというふうに認識をしております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 公有財産管理台帳、それぞれあるわけですが、これについては、会計管理者に報告、そして当然のことながら、監査委員は監査をされているのでしょうか。

議 長 (菅 代表監査委員を指名)

菅監査委員 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

財産管理の状況ということでございますが、毎年度、決算審査を7月から8月にやっております。そのときに、今年購入した財産でありますとか、廃棄した財産でありますとか、そういうふうなものはチェックしております。

ただ、トータルとして、今現在、幾ら財産があるか、細かい台帳、そういうふうなものについては監査をしておりません。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今の代表監査委員のお話だと、細かい部分は監査していないというふうな御答弁でございました。

現在まで、多くの方々から、様々な御寄附を受けていると思いますが、当町出身の正岡氏からも、病院の医療機器の御寄附をはじめ、様々な事業計画にも積極的に関与いただくなど、またそのほか、貴重な絵画、貴金属、陶器などをいただきまして、その崇高な郷土愛にただただ感謝を申し上げる次第であります。

正岡氏をはじめ、多くの方々からの寄附の内容の取り扱いについては、寄附者の意思が反映されるよう配慮に努めるべきであり、紛失や破損があってはならないと考えます。どのようにセキュリティを含め、しっかりした保管をされているのか、その状況をお聞きします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、頂いた貴重な物につきましては、鍵のかかるところの部屋で、まず保管をしております。

当然、建物自体にセキュリティもかかっているような建物がございますので、セキュリティ面は万全とは申し上げにくいところもございますが、確保しておりますのでございます。

また高額な物につきましては、物によりましては、金庫等で保管をしておる状況でございます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 申し上げにくいところがあるというところを、聞きたいんですよね。どういう保管をしているかが問題なんです。

だから、そこら辺り、空いている部屋に入れているとか、単なる鍵がかかる、かかってるからいいだろうとか、金庫に入る貴金属は、それはそれでいいですよ。でも絵画についても、例えば1,000万を超えるようなものがあるとしたら、それなりのいただいた御寄附の方の意思を尊重する意味でも、場合によっては、町として、今後において、それを換金することも考えられます。

そういったことが、この財産を管理する、値段が高い安いは別として、やはりしっかりした、寄附をされた方の意思に基づく管理がなされていないような今の答弁でございます。

もう一度、どういう管理をされているのか、ここで言えるのか言えないのか。はっきり、再度答弁を求めます。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

貴重なものでございますので、当然、鍵のかかるところで管理をしております。その際に、寄附者の意思も確認して、例えば陶磁器等を頂いた際には、先方の方にも御来場いただき、この場所で保管するという確認をとって、管理をしているのが現状でございます。

今後、管理の在り方につきましても、当然、貴重な御寄附ですので、管理には万全を期したいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 当然のことながら、十分な管理をしてもらわなければ困ります。

議会も、正岡氏からの御寄附について、1度、2度、断片的に拝見した経緯もございますけれども、全体的にどういったものを御寄附いただいたのか、その全容については確認した経緯がございません。

非常に貴重な町の財産と受け止めておりますけれども、最近、正岡氏に近い方から、正岡氏の話として、久万高原町のためにはと思い、様々寄附をしているが、議会として、このことをどのように認識しているのでしょうか、といったお話が伝わってきました。

議会として、御寄附いただいた内容の管理状況を確認させていただきたく、今までに御寄附をいただいた寄附目録、台帳、保管内容、これらについて、改めて議会にも早急に確認をさせていただきたいと思います。

御答弁をお願いします。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

総務課長のほうからも答弁もありましたように、正岡氏からの寄附というのは、非常に高価なものでございまして、これまでも慎重に保管、それから扱いをさせていただいているところでございます。

今、岡部議員から話がございましたように、当然、町、町民がいただいたも

のでございますので、議会のほうにも、必要によって報告もさせていただきながら、お互いに確認の仕方も確認させていただきながら、貴重なものを今後も引き続いて大切に扱っていきたいというふうに思っております。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 別件になりますが、住民課の民間医療機関に対する医療機器の更新予算について、お伺いします。

今回、民間医療機関に対する医療機器更新予算が計上をされています。医療、福祉等に関係する条例として、久万高原町医療保健福祉審議会条例があります。

条例中、審議会の所管事務の中に、民間医療、福祉施設への支援に関することとする項目がございますが、具体的な支援内容や、適用範囲等についてお聞きをします。

合わせて、近年の年度開催実績とその回数、可能であれば、審議の主だった内容についてもお聞きをしたいと思います。

議 長 （菅住民課長を指名）

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回、予算計上させていただいているものにつきましては、業務委託契約書により支援をさせていただくこととさせていただいております。

前回の医療保健福祉審議会は、令和4年4月28日に開催をさせていただいております。内容につきましては、生活拠点における診療所に対する支援についてが議題であり、各地域における生活サービス、医療水準をどう確保していくのかについて検討され、それぞれの地域に医療機関を存続させ、地域住民の安心な生活の維持に努め、今後も継続が適当であるとの答申がありました。

報告は以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今回の医療機器の更新に関する町の支援については、医療機関との従前の契約に基づくものであるということで、審議会にはかけてないということなんでしょうか。

また、町内の民間医療、福祉施設に対応する支援という内容でございます。今後も、民間からの要望があれば支援していくと、そういうふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

議 長 （菅住民課長を指名）

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の予算計上につきましては、審議会には諮っておりません。今後の民間医療の支援としましては、それぞれ業務委託契約、また施設及び物品の維持管理に関する協定等を結んでおりますので、それに基づいて支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 会議は会長が招集すると明記をされていますが、近年、町内の民間医療機関の閉鎖の実態が非常に心配でございます。

町として、地域医療に関する町民不安を軽減していくためにも、この審議会を踏まえて、今後の地域医療、福祉の方向性を模索していく必要があると思いますが、近年の会議の開催状況が少ないというところが非常に心配でございます。

今後、どのように対応されるんでしょうか、お聞きをします。

議 長 （菅住民課長を指名）

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

民間の診療所が閉院する中で、住民の皆様に対する安心を提供するためにも、

医療機関の存続は大切なことだと考えております。

現在、地域医療について審議する医療・保健・福祉審議会の開催に向けて、各課連携して準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 先ほどの岡部議員の財産の関係ですが、ちょっと今、お聞きをしながら、調べさせていただきます。

町には寄附の受入れの基準であったり、規則であったり、そういったものはないんですか、あるんですか、お聞きをします。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

町におきまして、寄附金を仮に受けるというときに、一般寄附と特定目的寄附という２種類がございます。そちらによって、例えば寄附者の御意向によって、例えばこの事業に使ってくださいという寄附につきましては、特定目的寄附で受入れをしております。

なお、寄附の基準というのは、特にないかというふうに認識しております。
以上です。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 なんか私も、先日、金額当たりについても聞きました。１５億か２０億ぐらいになるのかなというふうな金額を聞きましたが、それですと、これ大変なことなんで、これは公有財産として登録をせないかと私は思いますが、その辺、それと言うように、幾らぐらい、価値が本当にするのか。ここら辺りの鑑定も受けなければいけないというふうに思いますが、その辺は全く理解ができてないということですか。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

今回、正岡氏から御質問をいただきました物品等につきましては、実際、町のほうで鑑定をしているというような状況はございません。

今回の金額につきましては、正岡氏の購入時の金額が、町のほうでのつかんでいる評価額と申しますか、金額というところですので、実際に鑑定は行っておりませんから、そのもの自体の評価額というのは、何とも言いようがないところでございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 これ物を、貴金属であったり、マイセンとかいう品物であると思いますが、財産として引き受けたら、何年かごとに鑑定をし直しながら、時価相場について登録をしなければいけないというようなことになつてくると思うね。

それがこういうふうな、ざっとした財産管理をしておる。これ、お金じゃないからそうなのか。それと、何か岡部委員も先ほど言いましたが、管理の方法あたりも、はっきり言って、本当に何十億もするような金額やったら、大変なことになると思いますし、これは頂いた以上、お金に変えることもできるわけですね。

それを考えたら、1万や2万のものと私は違うと思うんだけど、その取組が全く杜撰で、そういうことが分かってない、理解ができてない。これが私は不思議でいかんのやけど、その辺は本当に分かってないんですか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほど総務課長申しましたけれども、今、先方からの寄附をいただいた場合

には、買い取った額を提示をいただいて、それを引き取っているという状況になっております。

実際に、時価でどれぐらいの評価になるのかといったところについては、まだ瀧野議員の御指摘のとおり、そういう作業ができていないところです。

今回、保管のほうは、慎重に保管しておりますけれども、その価値といいま
すか、評価については、どういうふうに対応していくのが一番適切であるか
というのは、検討させていただきたいというふうに思っております。

結果については、また議会のほうにも報告させていただきますし、一度寄附
をいただいている内容については、一覧表のリスト等で、議会のほうにも報告
をさせていただいて、そのあたりから対応していきたいというふうに思ってお
ります。

以上です。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条
ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先ほど、監査委員の話も出ましたが、監査委員にも確認をしていただいて、
それと寄附をいただいた方の気持ちが尊重されてない。はっきり言って、大き
な金額を寄附して、これから後の皆さんのこともありますけれども、久万高原
町は寄附をしても、物を寄附しても、そのことについて町民の皆さんに紹介も
してないのかな。これ町民にも知らせないかんと思っていますね。

そこら辺は、これ以上のことを言う気はありませんが、そこら辺がきっちり
できてない。これは大変なことだと思います。

今後においては、ルールをちゃんとつくって、監査委員等も報告しながら、
それから保管場所についても、しっかりとした保管、それからいただいたんで
あれば、寄附者に対しても、しっかりとこのような形で保管しておりますし、
寄附者は多分、お金に変えてもいいということなんじゃろうと思うんですが、
早く鑑定をして、幾らぐらいの資産なんか、その確認もすべきやと思います。

	その点について、早急にすべきだと思いますが、どうしますか。
議 長	(佐藤副町長を指名)
副 町 長	瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。 瀧野議員が非常に御指摘のあるとおり、寄附者の思いといいますか、そこが一番肝心だというふうに思います。これまでも、数々の寄附をいただいております。今一度、やはり原点に返って、寄附者の思いを基に、瀧野議員の御指摘のあった点については、早急に対応していきたいというふうに思います。 展示につきましても、非常に、かなりの年数をかけて、多くの品物を頂いていますので、全部ではございませんけれども、一部、展示もさせていただいておりますけれども、これについては、引き続き町民の皆さんにも広く、展示ができるような形は今後も努めていきたいというふうに思います。 以上でございます。
議 長	(瀧野 志議員を指名)
瀧野議員	やはりこの件については、議会ともしっかり協議をしながら、今後のことも考えて進めていくということが大事な点。 これは早急に検討して、正岡さんにも、それこそ御礼状も書かないかんし、議会としても感謝の気持ちはやっぱり示さないかん。そこら辺、しっかりとやっていただくように。もう答弁構いませんから。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	美川支所の横にある農村改善センター、このことについてお聞きをします。 今回、予算も計上されておりますが、総務費のほうで計上はされておりますけれども、この農村改善センター、この建設時における施設の役割と現状、及

び今後の施設の果たす役割、これについてお聞きをしたいと思います。

合わせて年間の利用分類、利用数、そこについてもお聞きをしたいと思います。

議 長 (大西教育委員会事務局長を指名)

大西局長 岡部議員の質疑にお答えします。

美川農村環境改善センターの改修工事に関連してでございますが、施設の役割につきましては、建設当時の主な目的としましては、行政の推進、それからコミュニティづくりの拠点施設ということで位置づけられております。

建築後かなりの年数が経ってございますし、町村合併もいたしまして、現状におきましては、美川支所管内の様々な交流の拠点施設という位置づけで役割を果たしております。主には、各種団体等の会合であるとか、美川農業まつりなどの大きなイベント会場としても利用をさせていただいております。

また、町の避難所として指定をしておりまして、美川地区の非常災害時の中心的な役割を果たしているというふうに考えております。

今後につきましては、美川支所管内の人口減少も進む中ではございますが、当初の目的に見合った利活用のほかに、久万高原町の中心部という立地条件がございますので、町全体の各種会合などについても、利活用も検討してまいりたいというふうに思っております。

年間の利用の部分でございますが、利用者数につきましては、令和5年度2,200名程度の利用をいただいております。

主な区分につきましては、健康診断での利用が最も多い状況で、約540名程度、次に各種団体、フラダンスでありますとか、踊りでありますとか、体操など、町民の福祉の向上の部分になろうかと思いますが、そういった各種団体の利用が520名程度、あとは生活改善グループなどの地域活動で300名程度、あとは高齢者団体であるとか、子育て支援団体にも活用いただいております、こちらも300名程度が利用しております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今回、改修によって、この改修の中身がどのようにされるのか期待をしたいところでございますけれども。春から秋にかけて、施設の下の面河川の河原の利用を楽しみにする、様々な方が多いと思います、地元も含めて。

しかしながら、以前からトイレの問題を提言しておりますけれども、町は一向に腰を上げる姿勢は見えません。

常々、観光は町の産業だと公言されておりますけれども、現状を見て、子供とともに、家族で来られる方々のトイレ対策として、教育委員会として、所管外かもしれませんが、町の対応、いわゆる拠点として、近隣施設である農村改善センター活用の方法を今一度見直ししながら、多くの方に活用いただける方法を模索すべきではないかと考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 （住野教育長を指名）

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

環境改善センターがあります御三戸地域になりますけれども、面河川と、それから久万川、これがちょうど合流する場所にあるかというふうに思います。

ちょうど合流地点にはですね、見事な御三戸嶽もございますけれども、シーズンを問わずに、多くの観光客にも御利用いただいているわけですが、近くに公園も整備されておまして、家族連れの観光客などもいらっしゃるというふうに伺っています。

観光に来られた方々は、主に土日の休日などに来られるわけですが、近隣にあります美川農村環境改善センターは、利用者でなければトイレの利用もできない状況でございますので、現状におきましては、道の駅みかわなどの施設を利用されるのではないかというふうにも思っております。

観光面では、よくトイレは町の顔というふうにも言われているわけですが、トイレがきれいで、利用しやすい。また適所にそういったものが整備されてあるということは、非常に大事なことだというふうに考えております。

トイレ整備などは、教育委員会独自ではなかなか行うことはできません。そういった意味で、それぞれの担当部局等との情報共有も行いながら、連携を図って、どのような方策ができるのかを調査研究をして、そして研究して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長 ここでしばらく休憩いたします。 (午前 10 時 58 分)

11 時 10 分まで、休憩いたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を行います。 (午前 11 時 09 分)

答弁も質問も簡潔にお願いいたしたいと思います。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後にしたいと思います。

消防署の関係をお聞きします。

今回、会員指令システムの更新の関係で予算が組まれておりますけれども、従前と変わるところ、そして住民の安心安全に向けた署の体制の向上につながる内容としては、どういうものがあるのか。そういった改善される効果についてお聞きをしたいと思います。

併せて救急、これにも関係してくるんですけれども、救急出動における緊急母体救急搬送、こういった対応も迫られていると思いますけれども、対応状況、現状も含めてお聞きをしたいと思います。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず 1 問目ですけれども、指令システムの更新につきましては、基本的な使

用方法であったりとかいう大きな変更等はございませんが、最新の機器への変更、更新となることから、119番受信時の位置情報の精度が上がりまして、発生場所の特定がより確実に行える。そして、聴取した内容というものが自動で印刷されるということで、出動する隊員が、目を見て、状況、場所、そういったものの確認ができるということになります。

また、美川支所については、現在、電話とか無線で出動指令を出しておりますけれども、美川支所にモニターを設置することで119番が受信した段階で、地図上に、場所であったりとかというふうな情報が見れるようになります。

このことから、今以上に、よりスムーズな出動につながるということで、住民の安心安全につながるものと考えております。

2点目の母体搬送に関しましてですけれども、確認できる範囲の数値となりますけれども、平成26年から令和5年までの10年間で6名の妊婦さんを搬送しております。そのうち2名は、救急隊が現場に到着したときには、既に新生児が生まれているというふうな状況でございます。

妊婦の搬送に関しましては、当然、出産の可能性というのが高いということで、救急車にもある程度、新生児対応の資機材等は搭載しておりますけれども、現在、県立中央病院、こちらのほうに周産期母子医療センターというのがございます。こちらのほうが、24時間対応のドクターカー、新生児対応のドクターカーというのがありますので、こちらと連携をとりながら、対応ということで検討しております。

また、職員の研修につきましても、県中央病院での研修時など、出産とか妊婦に対する研修、こういったものも継続して受けております。

以上でございます。

議長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 7款商工費、1項2目指定管理料について、お聞きをします。

担当課長は、指定管理委託契約とはどういうものか。どういうことがあって指定管理をするのか、簡単に説明をいただいたらと思います。

議 長	(高木まちづくり戦略課長を指名)
高木課長	瀧野議員の質疑にお答えいたします。 指定管理者制度というのは、平成15年の地方自治法の改正によりまして、公の施設を、民間のノウハウを用いて住民サービスの向上ですとか、あと経費の削減に努めるというふうな目的で導入された制度だと理解しております。 以上です。
議 長	(瀧野 志議員を指名)
瀧野議員	指定管理委託契約については、経費をお支払いする契約。それから、管理者から応分の利益をいただく、両方あると思いますが、それなりに一旦契約をすると、その契約金額について、簡単に変更することができるかできないかについて、お聞きをします。
議 長	(高木まちづくり戦略課長を指名)
高木課長	瀧野議員の質疑にお答えいたします。 指定管理契約に基づきまして、基本協定と年度協定とございます。指定管理料は年度協定で締結をしておりますが、基本協定の部分には、協議の上、指定管理料、事情によって協議ができるというふうな条項があります。ただ、そんな簡単にできるということではないというふうにも理解しております。 以上です。
議 長	(瀧野 志議員を指名)
瀧野議員	今回は、地域運営協議会に対して、清流面河の指定管理、この件の、契約1年目にして、100万弱のお金が足りない。これについて、ここに予算が上がったんであろうと思いますが、例えば、相手が地域運営協議会、完璧な民間の業者。これが足らなかった場合に出しますが、今度もうけ過ぎた場合はどうな

るのですか。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

基本的に、この清流面河に関しましては、公益部門と収益部門という二つの部門に分かれております。町が指定管理として出すのは、あくまで公益部門でございますので、仮に収益部門で大きく上振れても下振れても、そちらは指定管理料には影響しないというふうに考えております。

以上です。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 指定管理委託契約の中に、今、公益部門何や言いよったが、その分は入ってるんですか、契約の中に。

そんなことを私は見たことはないんやけど、これは指定管理委託契約については、新しい制度、契約する場合は、この施設を指定管理に委託契約に出していいですかと。1回議会を通して募集した後、この方に指定管理をしますが、構いませんか。2回、大体議会を通さないかん。そういった決まりになつとる。

いうたら、私はそこの委員にも出ておりましたが、これ、委員の責任にもなってくるんですね。その指定管理料は、280万そこそこやったと思うけど。その計算が、言うたら見込みが足らなんだということでしょう、これ。公益じゃなんじゃいうことは、私は関係ないと思う。

これからもそういう言い訳して、指定管理についてはやっていくんですか。民間の方が損したらどうするんですか。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

公益部門について、指定管理料をお支払いするという事で、当初２８０万の予算に対して、今回１００万近く不足しているということは、当初の見積もりが甘かったというふうには言わざるを得ないと思います。

以上です。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 公益部門いうけど、役場が水の、このあいだも言うたけど、水商売で水がないなんか言うたら、笑いものにもならんという話だけど、それは役場の責任じゃないんですか。

ちゃんとした施設を用意して、これで幾らいうて決めて、公益部門とか何とか、そんな言い訳なんかする必要はないんで。役場がしっかりした取組ができてないから、そういうことになるんじゃないですか。

しっかり答弁してください。それは、言うたら、地域運営協議会の責任なんか、どっちかの責任じゃないと払うことないでしょ。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

水源の問題につきましては、現在も工事をするという形で、手続、るる進めておりまして、これについては、役場の責任で対応をさせていただいております。

施設の指定管理公益部門につきましても、先ほど申し上げたとおり、町の見積りが甘かったということは、言わざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員	ということは、民間の方と契約しとっても、そういうことがあり得るということで、役場としてはいいんですね、指定管理委託契約は、
議 長	（高木まちづくり戦略課長を指名）
高木課長	瀧野議員の質疑にお答えいたします。 基本協定に基づきまして、協議の場を持つというふうになっておりますので、その中で判断をしてまいりたいというふうに考えております。 基本協定の中で、契約という形になると思いますが、結んでおります。 以上です。
議 長	質疑される方はございませんか。 （森 博議員を指名）
森 議員	先ほど岡部議員も質疑されましたが、美川の支所と、農村環境改善センター、雨漏りと空調を合わせまして、今回改修が上がっております。 財源につきましては、合併特例債を主に用いての改修ということで、セットでということですが、改善センターにはエレベーターもございます。エレベーターもかなり老朽化していると思うんですけども、その辺り、設置して何年ぐらいになって、改修の必要はないのか、お伺いしたらと思います。
議 長	（西村総務課長を指名）
西村課長	森議員の質疑にお答えします。 エレベーターの関係でございますが、今現在、手元にちょっと詳細な資料をお持ちしておりませんので、設置して何年という部分の明確なお答えはできませんが、点検につきましては、毎年保守点検を実施しております。 その保守点検の状況ですと、大きな故障につながるような部分はないというふうに報告を受けております。

	以上でございます。
議 長	(森 博議員を指名)
森 議員	センターにつきましては、所管が教育委員会というふうに聞いておりますが、教育委員会のほうでは把握されておられませんでしょうか。
議 長	(大西教育委員会事務局長を指名)
大西局長	森議員の質疑にお答えします。 教育委員会管轄にあります農村環境改善センターですが、エレベーターについては建物とは別で、後づけといいますか、で実施をしております。 平成10年6月に竣工しておりまして、現在26年程度経過しております。 内容につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりで対応しております。 以上です。
議 長	(森 博議員を指名)
森 議員	26年程度経過ということでございますが、エレベーターにつきましては、大体耐用年数は20年から25年というふうに聞いております。それ以上経過したエレベーターについては、部品等も供給されないため、大規模改修をしたくてもできなくて、もうリニューアルをしなくてはいけないパターンがあるというふうに聞いております。 そうになると、かなり費用もかかってくると思うんですが、その辺、また精査されて、合併特例債、今年度で終わりというふうに聞いております。来年の3月いっぱいまでの事業しか対応にならないというふうにも聞いておりますので、間に合うかどうか分かりませんが、そこら辺、十分精査していただいたらと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	(西村総務課長を指名)

西村課長	森議員の質疑にお答えします。 先ほども答弁申し上げましたが、毎年、保守点検で報告を受けております。 今後につきましても、その状況を見極めながら、対応してまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	質疑される方、ございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑を終わります。 お諮りします。 議案第 9 3 号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 3 号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 7、議案第 9 4 号「令和 6 年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （菅住民課長を指名）
菅 課長	議案に基づき説明

議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 9 4 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした いと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 4 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議 長	日程第 8、議案第 9 5 号「令和 6 年度久万高原町国民健康保険診療所事業特 別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (沖中病院事業等統括事務長を指名)
沖中事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 9 5 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした と思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 5 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議 長	日程第 9、議案第 9 6 号「令和 6 年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特 別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （菅住民課長を指名）
菅 課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 9 6 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第10、議案第97号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第97号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決

	定しました。
議 長	日程第 11、議案第 98 号「令和 6 年度久万高原町訪問介護事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （沖中病院事業等統括事務長を指名）
沖中事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （大原貴明議員を指名）
大原議員	確認のためにお伺いしたいんですが、予算書の 3 ページの歳入のところで、諸収入でコミュニティナースの事業受託収入という形で、額は少ないですけども、記載がされているんですけども。 私が理解していたのは、コミュニティナースはまちづくり戦略課のほうのまちづくり事業という形だったと思うんですけども、訪問看護事業とまちづくり戦略課のコミュニティナース事業との関連があるのか、切り分けされているのか、その辺、御説明をいただいたらと思います。
議 長	（沖中病院事業等統括事務長を指名）
沖中事務長	大原議員の質疑にお答えをしたいと思います。 この事業の受託収入につきましては、コミュニティナース事業のお手伝いの依頼を受けました 4 回、1 回 6,000 円で 4 回派遣を行っておるものでございます。

	以上でございます。
議 長	(大原貴明議員を指名)
大原議員	再び確認をしますが、これは訪問看護事業をされている、いわゆる町立病院関係の看護師さんが依頼を受けて、そちらのコミュニティーナース事業にお手伝いをしたという理解でよろしいですか。
議 長	(沖中病院事業等統括事務長を指名)
沖中事務長	大原議員の質疑にお答えしたいと思います。 大原議員先ほどおっしゃられたとおりでございます。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑を終わります。 お諮りします。 議案第 9 8 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 8 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 1 2、議案第 9 9 号「令和 6 年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。

	提案理由の説明を求めます。
	(小野林業戦略課長を指名)
小野課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑を終わります。 お諮りします。 議案第 99 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 99 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 13、議案第 100 号「令和 6 年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	(沖中病院事業等統括事務長を指名)
沖中事務長	議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

一般質問の中にも少し触れておりましたけれども、病院におけるマイナ保険証の活用状況、またマイナ保険証を活用されることによって、病院として経営上、どのような効果を得られているのか、簡単にお聞きをしたいと思います。

議 長

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長

岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず、マイナ保険証の利用率そのものにつきましては、昨日申し上げましたとおり、町立病院におきましては、大体、現在で15%程度に伸びてきているという状況でございます。

続きまして、町立病院においての状況でございますが、まず、御同意をいただいた患者様につきましては、薬剤情報、あるいは特定健診の結果を参照することが可能になりますので、お薬手帳がなくても、他の病院で処方されております薬剤についての情報を得ることができる。

また、重薬投与や飲み合わせの緊急薬の処方を未然に防止するということが可能になっております。

また、マイナ保険証の利用をしていただくことによりまして、これまで役場のほうで発行が必要でありました限度額認定証の提示が不要になりまして、病院ではこの情報が得られるというようなことがメリットとして挙げられます。

ただその一方で、現在、マイナンバーカードの読み取りになれない方が多いということですので、操作の補助、例えば画面、顔写真の面を奥側にして、カード読取機の奥まで入れるとか、そういったことがちょっと、補助がいるというような手間も出ておりますが、こちらにつきましては、慣れると徐々に減っ

ていくものと考えております。

収支的な数字に表れるものについては、把握はできておりません。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 こういう電子化が進んでいくわけですが、病院内の電子カルテの活用状況及び効果についても、お聞きをします。

患者の待ち時間、こういったことが電子カルテを活用することによって短縮されると期待しておりますが、中には、以前と変わらないのではないかという、そういう御意見もお聞きしております。

現状についてお伺いします。

議 長 （沖中病院事業等統括事務長を指名）

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

町立病院におきましては、電子カルテの更新、平成28年度に初めて電子カルテシステムを導入しております。

カルテの電子化に伴いまして、カルテの作成、検索、運搬にかかる負担と時間削減となっております。

また、すぐに過去の診療記録の確認ができるという手間の、時間短縮につながったほか、記録におきましても、記載内容、こちらの方が明確となりまして、手書きの文字につきましては、医師の内容確認や疑義照会等がなくなるということで、改善が図れておる状況です。

一方、患者様に対しての状況ですが、カルテの運搬時間削減等により、診察までの時間減少、あるいは審査結果等が、紙カルテのときより迅速に診察室へ届くということで、結果、時間短縮につながっていると考えておりますが、ただ、今、議員から御指摘ございましたように、相変わらず長く感じるという患者様の御意見もあるようでございます。

こちらにつきましては、今年度、電子カルテがまた更新という予定になって

おりますので、現在、導入に向けて作業及び協議を行っておりますが、改めて患者様側に立った視点での検証を行いながら、患者様の利便性を少しでも向上するように、改善をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 現状の病院の経営状況及び今後の見通しについて、簡単に御答弁をいただきたいと思います。

議 長 （沖中病院事業等統括事務長を指名）

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今年度の状況を申し上げますと、11月末時点での最新といいますか、直近の診療実績におきましては、昨年度と比較しまして約3,200万円ほどの増収となっております。このまま推移をすれば、経営強化プランにおきましての初年度の目標数値そのものは達成できる状況ではないかと考えておりますが、ただし年度途中でもございます。だからといって、単年度で黒字が見込めるといような状況にまでは至っておりませんので、決して楽観視できる状況ではないというふうに認識はしております。

今後におきましては、強化プランの進捗管理、検証を行いながら、入院病床の稼働率の確保、地域包括ケア病床の増床等、引き続き検討しながら、また病院事業運営委員会、議会の御意見も頂戴しながら、事業運営に当たりまして、経営の改善、安定を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 最後になります。救急告知病院としての現状をお聞きしたいと思います。

救急対応について、昼間と夜間の比率をお聞きをしたい。また、救急対応による病院経営の影響度合いについても、お聞きをしたいと思います。

議 長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

救急の受入状況でございますが、令和4年度の実績が211件、令和5年度は235件、実績がございます。そのうち、時間外における受入れは、令和4年度は141件、率にして66.82%、令和5年度につきましては、167件、71.06%ということになっております。

昼間、夜間、いわゆるその時間内、時間外での比率でいきますと、おおむね3対7という状況になっております。

続きまして、収支に関してでございますが、まず収入の関係につきましては、普通交付税措置の救急告知病院分、こちら約4,000万円となっております。それに対しまして、目に見える支出でございますと、医師、看護師の当直手当、また診療放射線技師、臨床検査技師の時間外手当、あるいは待機手当等の合計で1,800万円という状況になっております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後に一つだけお聞きをしたいと思います。

先ほど寄附の関係で、正岡さんから寄附をかなり町立病院にいただいておりますというふうなことも申し上げましたし、現状、たくさんの医療機器の御寄附を今までいただいております。そのいただいております寄附の内容、簡単で結構です。件数と、こういったものを御寄附いただいているか、それを答弁いただきたいと思います。

併せて、正岡氏そのものは、町立病院への思い入れがものすごく強うござい

ます。そういったことも、今までもお聞きもしております。そういったことを踏まえると、今後の正岡氏との関係についても大切にしなければならないと思いますが、その関係について、しっかりとした関係が構築できているのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

これで終わりたいと思います。

議 長

ここでお諮りします。

時間延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、時間延長することに決定いたしました。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長

岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

正岡道一氏からの寄附の実績状況でございます。

平成21年度に寄附をいただいております、これによりまして、高度医療機器の整備を実施しております。

内容といたしましては、CTシステム、超音波画像診断装置、そして電子内視鏡システム等、全部申し上げますが、全部で14点、金額にして1億円ということになっております。

前段部分につきましては、以上でございます。

以上でございます。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

岡部議員

私が最後にお聞きした正岡氏との関係性について、良好な関係を築けているのか、この点についてもお聞きしたわけですが、どなたかの答弁をお願いしま

		す。
議 長		(河野町長を指名)
町 長		正岡道一氏の町に対する思いというのは、本当にありがたく思っております。 病院の医療器具もそうですけれども、町全般に対する活性化の一助になればということで、多額の、先ほどの病院の器機、それから先ほども出ました様々な物品、そういったものもありがたく頂戴しているところでございまして。 私ども、適時、お礼状なりは出しておりますし、またコミュニケーションも取れているつもりでございます。 今後とも正岡氏の御厚情に、しっかりと正岡氏のお気持ちを生かして、町が反映できるように努めていきたいと、そのように思っております。
議 長		質疑ありませんか。 (なしの声)
議 長		質疑を終わります。 お諮りします。 議案第100号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにし たいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第100号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに 決定しました。
議 長		ここで昼食のため、休憩いたします。 (午後 0時04分)

	(休 憩)
議 長	午前中に引き続き会議を開きます。(午後 1 時 0 0 分)
議 長	日程第 1 4、議案第 1 0 1 号「令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (猪上建設課長を指名)
猪上課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑を終わります。 お諮りします。 議案第 1 0 1 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 1 0 1 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 1 5、議案第 1 0 2 号「愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少及び組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第102号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第102号「愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議 長	日程第 1 6、議案第 1 0 3 号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論を終わります。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 1 0 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 したがって、議案第 1 0 3 号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

お諮りします。

日程第 17、報告第 17 号から、日程第 21、報告第 21 号までの決算特別委員会議案審査結果報告の 5 件については関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、報告第 17 号から報告第 21 号までの 5 件を一括議題とすることに決定しました。

委員長の報告を求めます。

(高橋 誠決算特別委員会委員長を指名)

高橋 誠
委 員 長

報告第 17 号から 21 号まで一括して、決算特別委員会決算審査結果報告をいたします。

報告第 17 号に添付しております決算審査報告書の 1 ページをお開きください。

決算審査報告書。

令和 6 年第 4 回久万高原町議会定例会において、当委員会が付託を受けた次に掲げる決算の審査の経過並びに結果を、下記のとおり報告する。

いずれも令和 5 年度の、久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算。町立病院事業会計決算。町立老人保健施設事業会計決算。簡易水道事業会計決算。下水道事業会計決算。

審査期間、令和 6 年 10 月 7 日、8 日、15 日、16 日、11 月 5 日の 5 日間行いました。

審査経過。

当委員会は、町当局から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書等に基づいて、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに主要施策の成果に主

眼を置き、担当職員の説明を聴取し、慎重に審査した結果、原案のとおり認定することに決定した。

決算内容。

１．久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算。

令和５年度の一般会計及び特別会計の決算状況は、歳入総額１４２億３，６１０万円、歳出総額１３６億５，９８３万円である。

そのうち、一般会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額１０８億１，９５１万円、歳出総額９８億８，６６６万円で、差額は９億３，２８６万円となっている。

この額から、翌年度へ繰り越すべき財源、３億３，８０１万円を差し引いた実質収支は、５億９，４８５万円となっている。

決算に係る係数等については、監査意見書や決算説明資料のとおりである。

主要な財政指数で当年度決算を見ていくと、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率が８７．８％と、昨年よりも１．６ポイント改善したが、財政の硬直状態は続いており、今後も財政の健全化に努めることが必要である。

一般会計と特別会計を合わせた起債残高は、前年度と比較して１億８，１７５万４，０００円減少し、９１億５，０１１万３，０００円となっているが、実質公債費比率は１０．４％と、０．２ポイントの増加となっている。

なお、基金全体での残高は、５１億７５９万７，０００円で、前年度と比較して、２億９，９９９万９，０００円の減で、財政調整基金、公立施設等総合管理基金、環境保全基金などの取崩しによる減であるが、今後もそれぞれの基金設置目的に沿って、有効かつ効率的な運用が望まれる。

一般会計の歳入では、町税において、前年度より９６９万円の増、地方交付税は、４，８７３万円の減となっている。

税収確保対策は喫緊の課題であり、基幹産業である農業、林業をはじめとする産業振興により、町民の収入を増やし、また移住の促進により、納税者を増やすなど、町全体の課題として、税収の確保に不断の対策を講ずるべきである。

また、現在の会計方式によると、財政指数の上では、おおむね健全な財政運営のようにも見えるが、多くの課題もあり、引き続き、地方公会計による分析を進め、課題、問題点を明らかにした上で、町民の皆様と財政状況を共有し、

経営の視点を持って行政施策の推進を図る必要がある。

一般会計、特別会計、事業会計について、担当課に決算状況を聴取し、審査した結果、委員会の意見は次のとおりである。

一般会計、総務課、財政関係。

繰越額が近年では高くなっており、各事業の計画段階から、適切なスケジュールで、年度内で完成するよう努められたい。

自主財源の少ない中、地域経済の活性化や観光資源の整備など、町民の所得向上に直接的につながる可能性の高い事業については、積極的に予算配分し、経費削減を意識しながら、医療、福祉、教育などの生活に直結した分野についても予算を確保し、町民の福祉向上のため、一層努められたい。

人口減少が深刻な問題となっているが、職員数は依然として減少の兆しが見られず、組織の効率化が進んでいないのではないかと懸念がある。デジタル技術の活用など、職員のスキルアップ、旧態依然の考えに縛られず、変化する地域社会の課題に対応する意識改革が必要であり、地域の実情をしっかりと把握する姿勢が求められる。

防災関係。

大規模災害が発生した場合は、自主防災組織の活動が重要な役割を果たすため、地域住民の防災意識を高め、日常的な活動や、地域ぐるみで参加意識を高める施策を進めることが必要。

また、災害時における身を守る行動を積極的に発信し、活動を理解する仕組みづくりに努められたい。

地域の自助共助力の実態を把握し、実行力のある計画と備えを強化されたい。

防災関係がマンネリ化する傾向の中、防災意識を高め、町民自ら取り組まねばならないという姿勢を示すことが求められる。

記録的短時間大雨情報など、豪雨による災害も多発しているため、ダムの決壊等、最悪の事態を想定した、実効性のある具体的な防災訓練が必要。

行政関係。

自治会組織が縮小、または過疎化により、防犯灯を維持できない地域も出てきているが、避難所や公共施設への設置については、地域の実情を勘案して対応を求めたい。

行政の公正化や職員の安全を守るために、しっかりとしたハラスメント対策と公益情報通報制度のさらなる強化が必要。

交通安全、防犯、道路改良等の問題については、地域の実情をしっかり把握して対応することが必要。

まちづくり関係。

地方創生等の取組は、日頃から職員が地域の実情を収集し、問題意識を持ち、準備をして町がリーダーシップをとれるよう、事業に備える必要がある。

地域のニーズを把握しているのは担当課であり、情報収集の蓄積から、優先施策の提案機会があったときは、即対応できる準備と、意見、提案を取り上げる仕組みを整える必要がある。

行政の役割の一つとして、地域の実情を的確に把握し、そこから得られる声や意見を行政の意思決定は、施策に反映させることが求められる。

職員が積極的に地域の声を拾い上げ、相談できる体制が必要。

デジタルデバйд対策は、地域社会のデジタル化が急速に進む一方で、高齢者インフラ整備が遅れている地域は重要であるが、闇雲に推進するのではなく、都市計画やまちづくりの方針に沿いながら、しっかりとした方針で進めるべきである。

D Xは、行政サービスの効率化とサービスの向上が期待されるが、その一環として、公共スペースや観光施設におけるフリーW i - F i の整備は、インバウンド対策として有益であり、官民連携の下、取り組むことが必要。

行革政策係関係です。

地域公共交通計画は策定後5年をかけて実施していくことが基本になっているが、急速な人口減少により、計画的な取組では、地域ニーズに即した政策対応が遅れるため、柔軟かつ迅速に進めることが求められる。

支所関係。

地域運営協議会と集落支援員、支所が地域全体の現状を把握し、しっかりとした体制構築が必要。

正岡氏から寄贈された美術品の管理保管は、誤りのないように対応すべき。

次、建設課。

町道橋は、建設後50年を経過する高齢化橋梁が72橋となっているが、近

い将来には大半を占め、予期せぬ災害には地域間の交通が遮断される恐れもあることから、地域の実情を勘案し、早急に優先順位をつけ、計画的に取り組む必要がある。

菅生建設残土処理場については、地域の人が安心して通行できるよう、大型車両等の運用基準を明確にすべきである。

公営住宅の管理に関しては、総合計画の中で、将来ビジョンを明確にして進める必要がある。

住宅料の滞納については、町として、抜本的な収納対策として検討すべきである。

公営住宅は、長寿命化計画に基づき整備してきているが、環境整備は地域の組織が実施するよう、指導の徹底をされたい。

耐震性のない公営住宅については、今後の総合計画の中でしっかりと協議し、取り組まれない。

全体の施設の維持に関しては、次の総合計画の策定に際し、財政面も含め、しっかりとした審議を得た上で進める必要がある。

消防本部消防署。

A E Dの設置については、避難所はもとより、設置ガイドラインをもとに、地域の実情に合わせ、関係課で設置すべき施設を検討すべきである。

救急業務については、搬送先の調達や救急安心センター、＃7119の活用、普及啓発など関係機関と連携の下、最適な運用が行えるよう求めたい。

人口減少、高齢化の下、自助共助力は早いスピードで低下しており、災害時等の対応に、救命救急士、消防団員の人員確保は、引き続き計画的に行うよう求めたい。

教育委員会事務局。

教職員の働き方改革については、支援員の配置を行っているが、十分な状況とは言えず、臨時休校や不登校時の対応等は、I C Tの活用など対策を強化していくよう求めたい。

支援員は、役割や児童生徒に対する配置基準は明確ではないとのことであるが、基準は明確に備えるべきである。

不登校の対応については、現場任せにすることなく、しっかりとした情報共

有をしながら取り組むよう求めたい。

児童生徒が減少する中、小学校の在り方については、子供の教育、成長の中でどういう環境が一番望ましいか、しっかりと議論して、スケジュール感を持って対応するよう求めたい。

上浮穴高校の寮の運営については、町が設置した施設であり、運営上の問題については、町の責任としてしっかりとした対応を求めたい。

また、寮費等については、適正な負担となるよう検討することが必要。

小・中学校については、将来的な財政面からも、踏み込んだ議論を進めることが必要。

教員住宅については、社会事情の変化や、老朽化等の現状を放置することなく、対応方針を出すことが必要。

上黒岩岩陰遺跡及び旧山中家は、国、町指定の文化財となっているが、老朽化、劣化が進み、保存状態も悪くなっている。貴重な文化財として、計画的に整備して、保存していくことは必要。

四国遍路については、世界遺産登録は総務課、へんろ道の管理は教育委員会、四国の道はまちづくり戦略課と各課にまたがっているが、四国のお遍路は町の観光資源の一つでもあり、各課の連携を進めて、管理等を進められたい。

保健福祉課。

子供の数が減少する中、子育て支援は住民のニーズを捉え、可能な限り取組、関係課とも十分協議しながら進められたい。

安心して子供を育てられる地域社会の実現を目指して、保育と教育の連携を十分に行い、地域の事情をしっかりと把握し、それぞれの知見を生かした子育て支援に取組体制の構築を求めたい。

障害を持つ方々のニーズを把握し、それに応じた柔軟な対応ができるよう、町が必要なセーフティーネットとなり、寄り添った支援ができるよう努められたい。

乳幼児へのワクチン接種で、おたふくかぜの助成については、実態を踏まえながら、助成額の引き上げに取り組まれたい。

地域住民の健康と安心を支えるため、保健師が地域に根差した活動を積極的に推進し、地域に密着した健康づくりの取組に努められたい。

ささゆり荘の入居は減少しているが、介護施設のはざまの方々の家族の負担軽減や、生活の質の確保の場として、適宜、ニーズに沿った大切な役割を果たしており、必要な検討があれば、可能な範囲で対応されたい。

老人クラブ活動への助成制度の運用については、利用者の活動に対する理解や、支援を効果的に行うため、部局で相違がない一貫性を持った対策が必要。

コロナワクチン等の接種における副作用、後遺症の相談は、住民の健康を支える上で、しっかりとした対応を求めたい。

災害時に高齢者など、要支援の安全を確保するためには、自主防災組織と福祉部門が連携し、最新の情報を共有し、定期的な訓練やシミュレーションなど、地域全体で支える取組をしっかりと進められたい。

まちづくり戦略課。

脱炭素計画については、町として必要な事業であるが、これまでの取組を生かしていくのかを整理整頓し、脱炭素を目指すメリットや必要性、将来像を含め、しっかりと議会へ説明して取り組まれたい。

また、町が目指す事業は、未利用材を利用した木質バイオマスを中心とした事業であるが、費用対効果等しっかりとした経営計画を示していくことが必要。

ゆりラボ活動の中で、コミュニティナース事業の取組によって地域をどうしていくとか、福祉、災害等の活動も領域の一つと捉え、持続可能な仕組みの中で活動していく体制を構築していくことが必要。

山林の新たな利用促進については、様々な取組を研究されているところであるが、新たにつくり上げるのみでなく、今ある資源を有効に活用していくなど、積極的に検討を求めたい。

森林環境税は、様々に組み合わせることにより、活用の幅が広がってきたが、政策立案する場合など、町内の事業者、団体とのコミュニケーションの幅が少なく、情報の共有や、提案する機会を設けることなど、地域に密着した取組が必要。

文化施設については、体験イベントなど、地域と連携して、複合的に経済効果を発揮するアイテムとして取り組むほか、ミュージアムが持つ観測、調査、所蔵など、貴重な情報をD Xを活用して経営改善に取り組むなど、情報発信を積極的に行い、魅力の向上に努められたい。

移住定住施策については、様々取り組まれているが、よその町にない未開拓の分野を発掘し、情報発信するなど、独自の取組を積極的に取り組まれない。

地域おこし協力隊については、地域資源と、地域資源を生かしたビジネスの創出や、地域住民との連携による将来の定住を見据えた計画と目標を設定して、道筋をつくり上げていくよう取り組まれない。

四国のみちの管理は、職員が対応することは難しい。委託業務をはじめ、地域のネットワークを活用し、情報発信するなど、管理できる体制の構築を求めたい。

町有施設の費用対効果を求める上では、公会計の概念を取り入れる必要がある。

観光振興については、インバウンド需要も考慮し、周辺が連携して、広域的にしっかりと取り組まれない。

観光DMOについては、関係者への協議等を慎重に行うとともに、観光施設の魅力の向上及び観光協会の在り方については、しっかりとした方針で取り組まれない。

スポーツイベントの周辺施設への誘客もあり、経済効果が期待される。

複合的な商品開発など、波及効果が上がるよう、施設の活用も含め、検討して取り組まれない。

農業委員会事務局。農業戦略課。

管理施設については、利用の現状や施設の老朽化を勘案し、担当課とも情報共有し、早急に協議して、方向性をしっかりと示すべきである。

多面的機能支払交付金の活用が川下に伸びないのは、活動組織の人的要因、事務的負担とすると、地域運営協議会が担うことが可能であれば、耕作放棄地対策、災害対策へもつながるため、関係組織と連携し、もっとPRし、活用していくべきである。

農道、水路の管理、維持、修繕については、部署を超えて協力する体制が必要であり、業務を行う上では、人材の増員を含め、検討する余地がある。

住民課。

郵便局での各種証明書の発行、推進。国道から斎場までの町道改善など、依然進まない生活に直結する問題については、地域住民の意見を十分踏まえて、

積極的に進められたい。

人権啓発は、単なるイベント、行事としてでなく、ジェンダーレス等の様々な問題や悩みの大小に関係なく、幅広い問題を議論し、多くの住民に運動を展開していく必要がある。

また、年齢に応じた、段階的なこの町なりの人権学習の仕組みをつくっていくよう求めたい。

人口減少を踏まえ、町の経済対策を行う上では、自主財源である税収の基本的な財源、担当部局が財政部局と連携した情報共有をしっかりと行い、対応する必要がある。

歳入の根幹である自主財源、特に税収の見込みはより正確に把握し、歳入の見込みに基づいた適切な財政計画として、より透明性の高い取組を図られたい。

町内では放置犬、放置猫、捨て猫、捨て犬が後を絶たない状況であるが、その対応には、ボランティア団体の活動に頼るところが多い。

この現状を踏まえ、予算を含め、定期的な会合を持ち、情報共有の場を持ち、取り組まれたい。

ごみ処理の対応については、人口減少を踏まえ、財政的な負担について、事前に想定しながら対応する必要がある。

税、料の徴収については、専門的知見を持ち、努力するとともに、各法律による、適切な手続による取組が求められる。

大規模災害発生時におけるし尿、ごみ処理におけるBCP計画については、日常から想定し、常に実行できる具体的な計画を作成する必要がある。

林業戦略課。

林業業界全体として、これからの木材流通をはじめ、生産量等をしっかりとデータをもとに、将来どう進行していくか、計画が必要。

流通には様々な事業展開ができるよう、町外の事業者とも関係を築くとともに、十分な生産量が確保されるよう、自伐林家や認定事業体の育成が必要。

町有林は、Jクレジットの制度に捉われることなく、民有林も含め、将来的な伐採計画をしっかりと立てる必要がある。

都市計画区域内など、人口密集地では、防災を含め、トータル的な検討を行い、皆伐等による災害のリスクを減らし、そこに暮らす住民が安心して住める

よう、対応すべき。

基幹産業である林業の現在の状況、将来5年先、10年先を見据えた計画を作成する上でも、データの蓄積は大切であり、構築していく必要がある。

町外事業者の皆伐後の土地の動きについては、注視する必要がある。

木質バイオマスの推進については、未利用材の搬出体制が必須であるが、活性化プロジェクトや、町の担当課だけで取り組むことは不可能であり、全ての関係者理解のもと、推進体制を構築する必要がある。

地元による道路維持管理の限界が散見されることについては、基準をつくる必要がある。

また、林道は森林災害の温床ともなる可能性が高いため、管理体制については、人員も含め、合理的な体制とすることが必要。

特別会計。

①国民健康保険事業特別会計。

国保会計については、今後の動向を踏まえ、財政状況を勘案して、広域化を見据えた将来的なビジョンを事前に検討し、地域医療も含め、方針を定めていく必要がある。

②国民健康保険診療所事業特別会計。

受診者の減少が続いており、経営方針の判断材料となる診療報酬上のデータ分析を行い、しっかりと地域医療に取り組む必要がある。

③後期高齢者医療保険事業特別会計。

現在、後期高齢者医療の対象者は多いが、既に広域化されており、関与できることも少ないが、人口構成の移り変わりの中で可能な対応を求める。

④介護保険事業特別会計

⑤訪問介護事業特別会計

リハビリに対する要望が多いが、職員の増員が収益の改善につながるか十分検討を行い、病院業務を兼務させるなど、収入と費用のバランスを勘案し、経営努力に努められたい。

⑥凶荒予備事業特別会計

⑦分譲宅地造成事業特別会計の審査もしております。

次、事業会計。

①久万高原町立病院事業会計

町内で唯一の入院病棟を持つ医療機関として、入院病床や診療科など、地域医療を推進する上で、病院内でも議論を進め、病院の理念の下、町民に信頼される病院経営を求めたい。

人件費率が100%を超えるなど、赤字経営の大きな要因は人口減少であるが、人口に見合う診療科目であったり、人件費比率などの収益の分岐を見極め、しっかりとした経営方針に基づき、健全経営に努められたい。

町内の医療資源が変化する中、町内全体の患者データを把握し、データに基づく具体的な経営改善の取組が必要。

医療人材が不足する中、町民の信頼を得て、医療機関を選ぶ際には、看護師を含めた医療スタッフ全員の接遇を見直すことが重要。

現在、病院の経営状況は厳しく、運営体制における課題を明確にし、改善の余地がある分野を特定して、患者数の減少要因や、経費過多の原因を精査して、経営改善に取り組まれない。

地域の人口減少や医療人材の状況から、2病棟を1病棟に統合し、合理化を図っているが、医療体制や運営方針はさらに見直す必要性があり、持続可能な運営体制の構築には抜本的な経営改革が必要。

地域の医療環境が厳しさを増す中、地域医療の維持のためには、将来の医療体制の再構築について、行政、議会、医療機関などの関係者が協力して、地域に根差した医療提供体制の確立に向け、踏み込んだ協議をする場が必要。

②久万高原町立老人保健施設事業会計

人材不足の中で、看護師、介護士、職員の、定年後、再任用などで引き続き働く環境を整えていく必要がある。

老人保健施設は50床で、黒字化は見込めないが、経営努力は必要であり、引き続き改善の努力は求めたい。

効率的な運営を行う上で、職員管理はDXの導入により業務改善をしていく必要がある。施設は老朽化が進んでいるため、施設診断を行い、長寿命化するか、建て替えるか、将来計画を検討する必要がある。

③簡易水道事業会計

他会計からの繰入金に依存する状況が高まっており、管路の老朽化も相まっ

て、耐震化対策も喫緊の課題であり、現状の料金では維持できる状況ではないので、早急に今後の検討を急ぐべきである。

住民生活に密接に関係する事業であり、大規模災害が起きたときの対応については、しっかりとしたBCP計画が必要であり、現状の組織体制を含め、しっかりと議論すべきである。

④下水道事業会計

高齢世帯が増えつつあり、生活に直結する料金改定等は慎重に検討する必要もあり、財政的な効率を図る上では、簡易水道、下水道事業会計の統合も検討する必要がある。

4、全体を通じて。

過疎高齢化が進む中、医療、介護、福祉の分野、また、上下水道や道路をはじめとする生活インフラの分野における財政支出は、将来負担も大きいことに加え、老朽化が進む町有施設の対策、大規模災害を想定した危機管理対策、公共交通の問題等、多くの課題があるが、本年度の決算において、委員から多く意見のあった3項目をまとめ、総評としたい。

①特別会計、企業会計

本町の特別会計及び企業会計の決算は、一般会計からの繰入によって経営を維持している状況である。

この状況は、一時的な財政の健全化を示す一方で、財政構造の実態を見えにくくする要因となっており、安易に健全経営と捉えることなく、各会計の健全を個別に評価し、安定した財政運営を目指されたい。

また、監査においては、各会計の収支状況や繰入の妥当性について、適切な意見がなされ、十分な監査が可能となる体制を構築し、透明性の高い会計業務となるよう取り組まれたい。

②町有観光施設等管理維持体制

町有観光施設等については、現在、その維持管理に多大な費用と労力が必要となっており、財政における負担も大きく、利用者数の減少で、費用対効果の面で課題がある状況も見受けられる。

こうした状況を踏まえ、運営や管理方法については抜本的な見直しが必要であり、施設の統廃合や民間活力の導入、指定管理者制度の活用など、効率的か

つ効果的な運営方法を早急に検討し、町民や利用者の声を取り入れた上で、観光資源としての価値を最大限に引き出す施策を進め、持続可能な運営体制の構築、財政の健全化確保と地域活性化を両立すると取組を期待する。

③財政運営

災害に対する危機意識、財政状況については、依然として自主財源の確保が困難であり、引き続き緊張感を持った財政運営が求められる。

特に施設の推進に際しては、職員一人一人が危機意識を共有し、効率的かつ効果的な財源活用に真摯に取り組む姿勢が必要。

また頻発する自然災害の対応を踏まえ、十分な災害対策の財源を確保することも喫緊の課題であり、災害発生時には速やかな対応が求められるため、平時から財源の積み立てや補助金、交付金の効率的な活用計画を明確にすることが必要である。

以上を踏まえ、持続的な財政運営を基盤とし、危機管理体制のさらなる強化を強く求める。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

高橋委員長、お引き取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

報告第 17 号から報告第 21 号までの 5 件は、一括して委員長の報告のとおり認定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第 17 号から報告第 21 号までの「決算特別委員会議案審査結果報告」の 5 件は、一括して委員長の報告のとおり認定しました。

議長 日程第 22、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第 75 条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、12月20日の本会議で委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後 1 時 4 8 分)

なお、明日 1 2 日は、午前 9 時 3 0 分から総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いします。

また、1 2 月 2 0 日は、午後 1 時 3 0 分から開会いたします。

事 務 局

(終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員